

お子さま向け&中高年層向け 2つの新商品を同時発売!!



みらいとマモル



意気健康

明治安田生命保険相互会社(社長 金子 亮太郎)では、2004年8月26日より、6歳から17歳のお子さま向け商品として「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」を、また50歳から70歳の中高年層向け商品として「ライフアカウント L.A. Double 意気健康(いきけんこう)」を発売いたします。

明治安田生命では2004年1月に、「2つの^{いのち}生命を保障する」という新しい発想を取り入れた商品「ライフアカウント L.A. Double」を発売し、おかげさまで多数のお客さまからご好評をいただいております。

今回発売の新商品は、「ライフアカウント L.A. Double」をベースに、少子高齢化・医療費の自己負担増といった社会環境の変化や、中高年層における医療・介護保障ニーズの高まり等を背景に開発いたしました。

「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」は、充実した医療保障と生命・生活保障を一つの保険にパッケージすることで、軽いケガから所定の生活機能障害状態まで、大切なお子さまの未来をしっかりとサポートいたします。また、将来の保障見直しはもちろん教育資金等の計画的な積み立てニーズにもお応えすることができます。

「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」は、中高年層の方が必要とされる医療と介護の保障を中心に「ご自身のために必要な保障」を重点的にサポートいたします。「L.A. Double 意気健康」の発売により、「ライフアカウント L.A. Double」とあわせ、多様化する中高年層ニーズへ幅広くお応えすることが可能となりました。

それぞれの商品の主な特長は以下のとおりです。

「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」(6~17歳向け)

特長1 ケガや病気はもちろん、所定の生活機能障害状態のときは一生涯の年金でしっかりサポート!

日帰り入院から手術までしっかり保障! 交通事故で下半身完全運動麻痺の場合など、一生涯の年金をお支払いします

特長2 計画的な積み立てもしっかりサポート!

アカウントを活用した積み立ても可能です! 教育資金等の計画的な積み立てをお手伝いします

特長3 ご加入時の医師の診査が不要なプランもあります!

保障内容が一定の範囲内であれば、健康状態について告知いただくだけで医師の診査は不要です

「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」(50~70歳向け)

特長1 これからの人生に必要な「ご自身のための保障」を重点的にサポート!

日帰り入院から長期入院、手術、退院まで幅広く保障! がんや女性特有の病気に備える特約も組み合わせ可能です

特長2 所定の要介護状態などのときも、一生涯の生活サポート年金で安心!

病気や事故で、所定の生活機能障害状態(含要介護状態)のとき、生活サポート年金を一生涯お受け取りいただけます

特長3 入院日額 10,000円までご加入時の医師の診査が不要なプランもあります!

60歳以下の方で保障内容が一定の範囲内であれば、健康状態について告知いただくだけで医師の診査は不要です

1. 「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」の発売について

(1) 開発の背景

① お子さまへの保障ニーズ

親から見た、お子さまへの保障ニーズは、さまざまなものがあるようですが、教育資金や結婚資金の積み立て、病気やケガの保障、万一の場合の保障がトップ3となっています。

こどもに対して、最も加入・追加加入意向のある保障内容

1位	こどもの教育資金や結婚資金の準備に重点をおいたもの	36.0%
2位	病気やケガの治療や入院にそなえるもの	30.1%
3位	病気や災害、事故による万一の場合の保障に重点をおいたもの	16.0%

出典：生命保険に関する全国実態調査(平成15年12月生命保険文化センター)

② 増加するリスク

お子さまの身の回りには多くのリスクが潜んでいます。成長とともにお子さまの行動範囲が広がり、交通事故等のリスクも少なくありません。

未成年の交通事故状態別・年齢層別死傷者数

単位：人

	自転車 乗車中	歩行中	自動車 乗車中	原付自転 車乗車中	自動二輪 車乗車中	その他	死傷者 合計
12歳以下	22,905	18,760	26,526	35	75	86	68,387
13～15歳	14,927	1,815	5,064	388	121	16	22,331
16～19歳	25,956	2,713	31,980	22,907	9,389	52	92,997

学校や塾の行き帰り中などに
こんなに多くのお子さまが事故にあわれています！

約18万人

出典：交通事故総合分析センター「交通統計」(平成15年)

上記の背景を踏まえ、教育資金等の準備だけでなく、ケガや病気の保障や、万一の保障もカバーできる、お子さま向け商品を発売することとしました。

「ライフアカウント L.A. みらいとマモル」は、

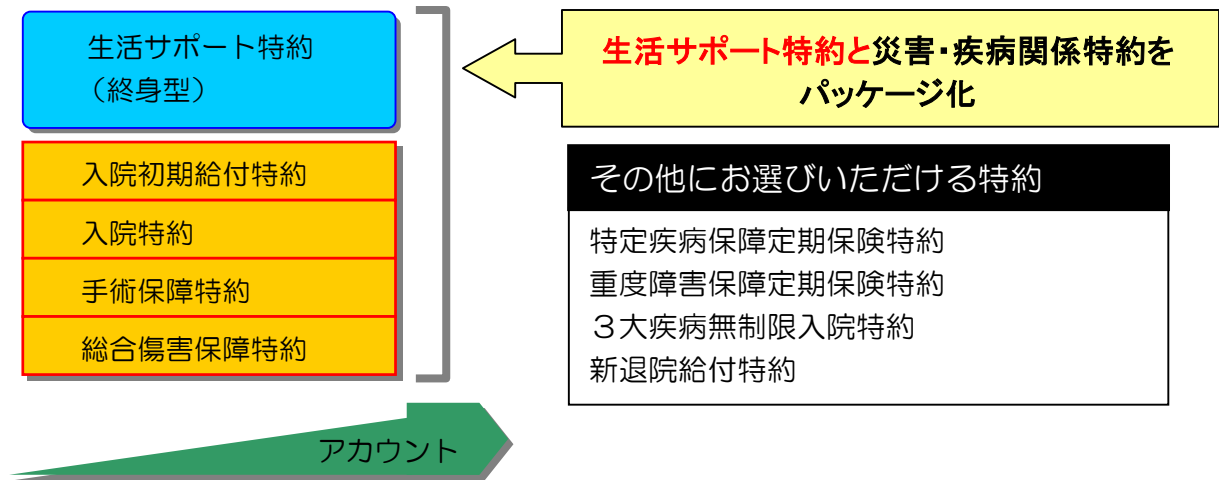
- 充実した医療保障で、日帰り入院から手術まで、しっかりサポート
- 病気や交通事故等で所定の生活機能障害状態のときには、一生涯の年金を受け取れる
- 「ライフアカウント L.A.」ならではのアカウント部分を活用し、計画的な積み立てが可能
- 就職、結婚といったライフステージにあわせ、転換をしなくても保障の見直しができる「生涯一契約」といった特長を兼ね備えており、「親から見た、こどもに対する保障ニーズ」にぴったりお応えします。

【ネーミングの由来】

自分のこどもの「みらい」を「マモル」という親子の愛情を表す言葉として名付けました。またアカウントでガッチリ「みらい」の積み立て、保障部分でお子さまをしっかり「マモル」という意味も込められています。

(2) 商品の概要

①しくみ図



②ご契約例

【設例】

55歳払込満了、特約保険期間20年		
生活サポート特約 (終身型)	基本サポート年金年額	150万円
入院初期給付特約	入院初期給付金額	20,000円
入院特約 (120日型)	入院給付金日額	5,000円
手術保障特約	基準保険金額	100万円*
新退院給付特約	基準退院給付金額	25,000円
総合傷害保障特約	基準傷害給付金日額	3,000円
障害状態による特別終身特約	死亡保険金額	500万円
リビング・ニーズ特約		付加
※手術保障特約は手術の種類に応じて基準保険金額の2割・1割・0.5割をお支払します		

【保険料例:月掛 口座振替料率】

保険料率:2004年8月現在

契約年齢	保険料	
	男性	女性
6歳	6,063円(126円)	5,440円(118円)
10歳	6,394円(137円)	5,681円(129円)
14歳	6,853円(151円)	6,029円(142円)
17歳	7,155円(163円)	6,315円(153円)

()内はアカウントの最低積立額

③主なお取扱い

	内容
契約年齢範囲	6～17歳
生活サポート特約(注1)	生活サポート年金年額100万円以上
死亡保険金額(注2)	1,500万円以上
必須付加特約	生活サポート特約(終身型)、入院特約(または3大疾病無制限入院特約)、入院初期給付特約、総合傷害保障特約、手術保障特約、契約通算特約、障害状態による特別終身特約
任意付加特約	新退院給付特約、特定疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、リビング・ニーズ特約、配偶者契約通算扱特約

注1)生活サポート特約は、10年間の基本サポート年金と、基本サポート年金終了後に終身にわたって支払われる終身サポート年金で構成されます

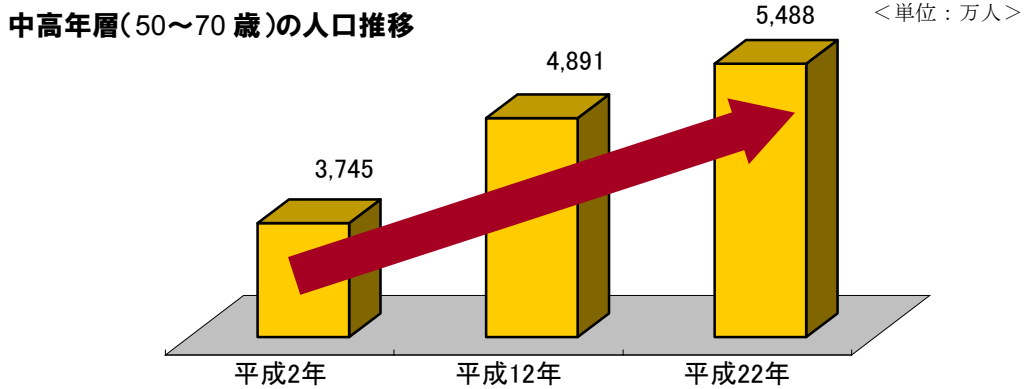
注2)生活サポート年金の支払事由発生日前に死亡したときにお支払する死亡保険金は、基本サポート年金年額の10倍の額となります

2. 「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」の発売について

(1) 開発の背景

① 拡大する中高年マーケット

消費を牽引してきた「団塊の世代」を中心とした、50歳以上の方々の人口が5,000万人を超え、各方面で大きなマーケットを形成していくことが確実な状況にあります。

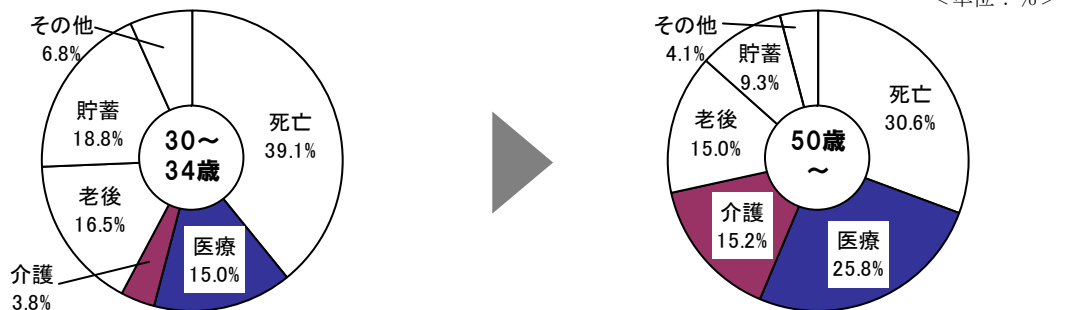


出典：日本の将来推計人口(平成14年推計 国立社会保障・人口問題研究所)

② 中高年層のニーズ

このような状況のもと、生命保険に対する中高年層のニーズをみてみると、30歳代に比べ医療保障・介護保障のニーズがより高くなっている傾向がみられます。

最も加入・追加加入意向のある内容



出典：生命保険に関する全国実態調査(平成15年12月生命保険文化センター)

そこで、今後ますます拡大する中高年層マーケット・ニーズに柔軟に対応するため、医療・介護保障を中心に厳選し、かつ、ご加入時の医師の診査が不要なプランもお選びいただける、中高年層向けの商品を発売することとしました。

「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」は、

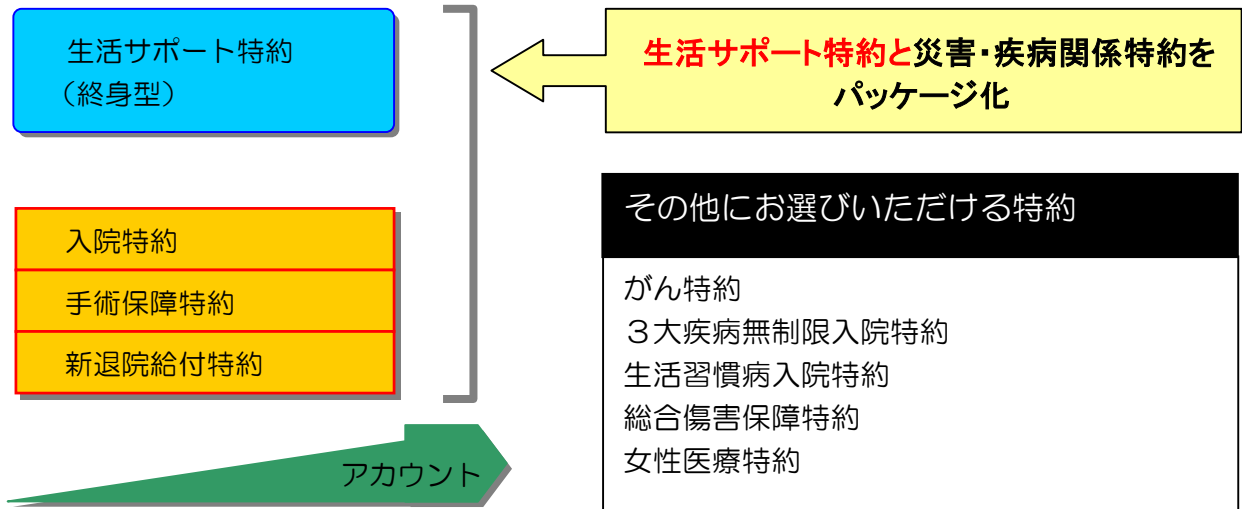
- これからの人生に必要な「ご自身のための保障」を重点的にサポートするとともに、「がん」や「女性特有の病気」に備える特約も組み合わせ可能
- 所定の要介護状態などのときも、一生涯の生活サポート年金で安心
- 入院日額1万円まで、ご加入時の医師の診査は不要(60歳以下の方で所定の条件を満たした場合)といった特長により、中高年層の方々が「ご自身のために必要な保障」をしっかりとご準備いただけます。

【ネーミングの由来】

中高年層のお客さまが、これからの人生を「元氣よく」「前向きに」「健康に」送って欲しいという意味を込めて四字熟語の意気軒昂(意気込みが盛んで、元氣いっぱいなさま)にちなんで名付けました。

(2) 商品の概要

①しくみ図



②ご契約例

【設例】

80歳払込満了、特約保険期間10年		
生活サポート特約（終身型）	基本サポート年金年額	50万円
入院特約（120日型）	入院給付金日額	5,000円
手術保障特約	基準保険金額	100万円※
新退院給付特約	基準退院給付金額	25,000円
障害状態による特別終身特約	死亡保険金額	500万円
リビング・ニーズ特約		付加
※手術保障特約は手術の種類に応じて基準保険金額の2割・1割・0.5割をお支払します		

【保険料例：月掛 口座振替料率】

保険料率：2004年8月現在

契約 年齢	保険料	
	男性	女性
50歳	9,199円(254円)	7,617円(247円)
55歳	12,905円(305円)	10,241円(296円)
60歳	18,546円(381円)	14,670円(370円)
65歳	26,853円(508円)	21,513円(493円)

()内はアカウントの最低積立額

③主なお取扱い

	内容
契約年齢範囲	50～70歳
生活サポート特約(注1)	生活サポート年金年額50万円・100万円・150万円の3種類
死亡保険金額(注2)	500万円・1,000万円・1,500万円
必須付加特約	生活サポート特約(終身型)、入院特約(または3大疾病無制限入院特約)、新退院給付特約、手術保障特約、契約通算特約、障害状態による特別終身特約
任意付加特約	がん特約、生活習慣病入院特約、総合傷害保障特約、女性医療特約、リビング・ニーズ特約、配偶者契約通算扱特約

注1)生活サポート特約は、10年間の基本サポート年金と、基本サポート年金終了後に終身にわたって支払われる終身サポート年金で構成されます
 注2)生活サポート年金の支払事由発生日前に死亡したときにお支払する死亡保険金は、基本サポート年金年額の10倍の額となります

<参考>生活サポート特約のしくみ(生活機能障害状態について)

今回発売の「L.A. みらいとマモル」「L.A. Double 意気健康」2つの商品には「生活サポート特約(終身型)」が必須付加特約として付加されています。**この特約により「交通事故による下半身完全運動麻痺」や「脳卒中による片側半身の完全運動麻痺」等の生活機能障害状態を、一生涯の年金でしっかりサポートしてまいります。**

「生活サポート特約(終身型)」の詳細については以下のとおりです。

お支払いする年金・ 保険金・給付金	お支払事由
生活サポート年金(終身型)	
基本サポート年金	第1回の基本サポート年金は、被保険者が生活機能障害状態(別表)に該当したとき。第2回以後の基本サポート年金は、毎年の年金支払日(第1回の基本サポート年金の支払事由発生日の年単位の応当日)に生存されているとき(合計10回を限度にお支払いします)
終身サポート年金	基本サポート年金が支払われた場合で、基本サポート年金の年金支払対象期間満了日の翌日において被保険者が生活機能障害状態(別表)に該当し、毎年の年金支払日に生存されているとき
死亡給付金	第1回の基本サポート年金の支払事由発生日以後、基本サポート年金の年金支払対象期間中に死亡されたとき
死亡保険金	被保険者が基本サポート年金の支払事由発生前に死亡されたとき

<別表>

1. 眼の障害	両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語・そしゃくの障害	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 両上肢の障害	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
4. 両下肢の障害	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 片側半身の障害	片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の障害	10手指を失ったもの
7. その他の上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、または、1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 痴呆	痴呆による要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの
9. 心臓の障害	心臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
10. 呼吸器の障害	呼吸器の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
11. 肝臓の障害	肝臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
12. 寝たきり	寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの
13. 公的介護保険制度に基づく 障害	公的介護保険制度に基づき、要介護4または5の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたもの
14. 特定の難病による障害	特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの